

《鳴門市農業委員会 3月総会 議事録》

開催日時 平成31年3月28日(木) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
4番	金田 善雄	5番	木下 茂	6番	齋藤 はつ子
7番	柴田 精治	8番	谷口 清美	9番	手塚 弘二
10番	中井 弘	11番	仲須 眞理	12番	長谷目 隆
13番	濱堀 秀規	14番	林 博子	15番	板東 幸雄
16番	藤本 詳治	17番	増金 義文	18番	松村 多美子
19番	向 栄治	20番	八木 健治		

欠席委員 無

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	所有権移転	2件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について		3件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について		1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について		2件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	2件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	2件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件
⑤使用貸借解約について	1件
⑥農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書について	1件
⑦非農地証明願について	1件

事務局長 定刻がまいましたので、ただ今から平成31年3月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたり、谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員20名であり全員出席であります。よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成立していることをご報告いたします。

それではこの後の進行は谷口会長にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は7番柴田委員、9番手塚委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 2件>
・申請番号1、2について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等あればお願いします。

無いようでございますので、採決いたします。

『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認といたします。

続きまして、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件>
・申請番号1～3について申請内容説明

- 谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
まず申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。
- 八木委員 20番。申請地はJR池谷駅から西へ約1kmの位置にある農地で、譲受人の●●さんの所有地と隣接した農地となっています。
譲受人の●●さんは、水稲、はっさく等の栽培を行っており、取得後は所有地と一体管理を行い、水稲を栽培する計画です。
農地の効率的な利用が図られることから、この申請につき、許可しても問題ないと考えます。
- 谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。
- 中井委員 10番。申請地は粟津港のそばにある農地です。
譲受人の●●さんのご自宅に隣接した農地となっており、取得後は育苗等の場として活用される計画です。
●●さんは、鳴門市で認定農業者として認定されており、地域の担い手でもあることから、この申請につき、許可しても問題ないと考えます。
- 谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 申請番号2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。
- 八木委員 20番。申請地はJR池谷駅から西へ約850mの位置にある農地です。
譲受人である●●さんは、大麻町で水稲、はっさく等の栽培を行っております。
申請地は、●●さんの自宅前にあり、購入後ははっさくや大豆等の野菜を栽培する計画となっています。

隣接地には●●さんの所有地もあり、一体利用が図られることから、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんお願いします。

藤本委員 16番。申請地は、鳴門市学校給食センターの南西にある農地です。申請人は、甘藷の栽培を行っており、今回自宅に隣接する申請地に新たに甘藷貯蔵庫を新築する計画を立て、今回の申請となりました。
計画では表土をすき取った後、良質な山土等で造成しコンクリート舗装を施します。排水については雨水のみで地下浸透と側溝を新設し水路への排出にて対処することとしており、水路管理者からの同意も得ています。
他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、鳴門市学校給食センターの南西に約300mに位置し、10ha以上の広がりがある大規模農地で、農業振興地域内農用地であり甲種農地に該当します。
申請人は、甘藷の栽培を行っていますが、今回自宅に隣接している申請地に新たに甘藷貯蔵庫を新築する計画を立て、今回の申請となりました。
なお、今回の申請に先立ち、農業用施設用地に供する目的での農業振興地域整

備計画の軽微な変更手続きを完了しています。

計画では建設にあたり表土をすき取った後、良質な山土等で造成しコンクリート舗装を施します。排水については雨水のみで地下浸透と側溝を新設し水路への排出にて対処することとしており、水路管理者からの同意も得ています。

他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案どおり承認することといたします。

以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

<4. 農地法第5条の規定による許可申請について 2件>

・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長

次に、地元委員さんのご意見をお願いします。

まず、申請番号1番の案件について、地元委員さんお願いします。

向委員

19番。申請地は、鳴門東小学校の南にある農地です。

譲受人は、鳴門市内にて介護老人保健施設を経営しており、施設の建て替えに伴い駐車場敷地が必要となり、今回の申請となりました。

計画では、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図り、雨水については側溝を新設して排出する計画で、地元水利組合の同意も得ていることから、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門東小学校の南に約230mに位置する農地であり、周囲を山地と宅地で分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて介護老人保健施設を経営しており、施設の建て替えを行うにあたり駐車場敷地として必要となり、譲渡人と売買契約が纏まったため、

今回の申請となりました。

事業計画では、不陸整正の後にアスファルト舗装を行う計画で、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については側溝を新設して排出する計画で、地元水利組合の同意も得ております。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号2番の案件について地元委員さんより、ご意見を申し上げます。

柴田委員

7番。申請地は、転用後は太陽光発電施設が予定されておりますが、周辺は民家が密集している地域となっております。ですので、工事を施工するにあたっては、周辺住民とよく話し合っていたきたいということを申請者にはお伝えしております。立地条件等から勘案しましても転用はやむを得ないと考えております。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、牛屋島大橋の北西約400mに位置する農地であり、周囲を大谷川と住宅地で分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを360枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は平成30年11月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力供給契約も平成31年2月になされております。

事業計画では、碎石を敷いて防草シートの敷設を行う計画で、施設周囲には既設のコンクリート壁と新設するフェンスにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号 2 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号 2 番については原案どおり承認することといたします。
以上で議案第 4 号については全てご審議いただきました。
次に『議案第 5 号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 < 5. 報告事項 1 2 件 >

①農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について	4 件
②農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	2 件
③農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について(経営基盤法)	2 件
④農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1 件
⑤使用貸借について	1 件
⑥農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書について	1 件
⑦非農地証明願について	1 件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。

谷口会長 無いようでございますので、『議案第 5 号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございますか。
それでは、これをもちまして平成 3 1 年 3 月の総会を終了いたします。
ありがとうございました。

閉会 14時30分
平成31年3月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 柴田 精治

議事録署名者 手塚 弘二